(案)

政策提案機能や監視機能の更なる充実のための本会議の質問質疑や常任・特別委員会のあり方に関する検討結果

平成29年3月

議会運営委員会議会改革検討小委員会

# 目 次

1	検討の経緯	1
2	検討の進め方	2
3	検討結果	4
(	1)小委員会として意見が一致した当面の検討課題について	4
	① 特別委員会のテーマの選定について	4
	② 管外調査の実施時期について	4
	③ 議場・委員会室における補助的な機器の使用等について	4
( :	2) 小委員会における議論の状況について	5
	① 本会議の質問質疑のあり方について	5
	ア 一般質問のあり方について	5
	イ 質疑のあり方について	5
	② 常任・特別委員会のあり方について	6
	ア 特別委員会のあり方について	6
	イ 所管事項、報告事項について	7
	ウ 管内調査、管外調査について	8
	エーその他	9
	③ 本会議・委員会共通事項のあり方について	10
	ア 議場・委員会室におけるパソコン・タブレットの使用について	
	イ 質問時のパネル等の使用と資料の配付について	11
4	その他の意見	12
	し マノ ロンマノ (の ブレ	1 4

# 1 検討の経緯

京都府議会は、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を 重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けたさまざまな議 会改革の取組を実施してきたところである。

議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に 発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に発揮するために は、議会改革に関する不断の検討を行うことが求められる。

平成27年7月6日に議長から議会運営委員会に対し、新たな議会改革の課題として、次の3点について検討を願いたいとの諮問が行われた。

- ① 大規模災害時に議会の役割を果たすための府議会活動指針の策定
- ② 政策提案機能や監視機能の更なる充実のための本会議の質問質疑や常任・特別委員会のあり方
- ③ 審議の状況をより理解していただくための府民にわかりやすい議会運営のあり方

そこで、諮問項目③については、議会運営委員会理事において検討し、同年 11月4日に「府民にわかりやすい議会運営のあり方に関する検討結果」として とりまとめて議長に答申し、答申内容に沿って、平成27年12月定例会から見 直しが行われた。

また、諮問項目①については、同年7月7日に議会運営委員会に委員12名で構成する議会改革検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設置して検討を行い、「大規模災害時における京都府議会活動指針」としてとりまとめ、同年12月18日に議長に答申したところである。

なお、平成28年7月には、指針に示された基本的事項に関する具体的な手順、 方法等を定め、指針の効果的かつ円滑な運用に資するよう、「運用マニュアル」 が作成されている。

そして今回、平成28年5月20日、議会運営委員会に委員12名で構成する小委員会を設置し、諮問項目②「政策提案機能や監視機能の更なる充実のための本会議の質問質疑や常任・特別委員会のあり方」に関する事項について検討を行うこととしたものである。

## 2 検討の進め方

小委員会においては、まず、本府及び各都道府県の本会議及び委員会に係る 以下の項目を概観した上で、「本会議の質問質疑のあり方」及び「常任・特別 委員会のあり方」について、全般的に点検・検討を行った。

その結果、現状の運営方法等を維持すべきとするもの及び見直しが必要であるという意見で一致したもののほか、意見の一致を見なかったものもあったが、今後の更なる議会改革の検討に引き継がれるよう、それぞれで示された委員の意見も併せて小委員会の検討結果としてとりまとめることとしたものである。

- (1) 本会議の質問質疑のあり方について
  - ① 定例会について
    - 開催回数
    - ・本府の本会議開催の基本パターン
  - ② 代表質問のあり方について
    - ・実施の有無、実施の時期、年間日数
    - 割当方法、質問順序、質問時間の配分方法
  - ③ 一般質問のあり方について
    - 年間日数
    - ・質問者の割当方法、質問順序、制限時間
    - ・本府の近年の質問者数、質問時間の状況
  - ④ 質疑のあり方について
    - ・質問と質疑の区分の有無、質疑の状況、質疑人数
    - ・本府の近年の質疑の事例
- (2) 常任・特別委員会のあり方について
  - ① 常任委員会のあり方について
    - 委員会数、議長の所属の有無、役員構成
    - ・開会中及び閉会中の開催日数、管内外調査の開催日数
    - ・本府の委員会の標準的年間スケジュール、標準的な運営方法
    - ・本府の常任委員会の名称及び定数の変遷
    - ・本府の報告事項、付託議案及び所管事項の審査時間、閉会時間

- ② 特別委員会のあり方について
  - ・委員会数、議長の所属の有無、役員構成、権限の状況
  - ・開会中及び閉会中の開催日数、管内外調査の開催日数
  - ・議員定数に対する特別委員会定数の状況、テーマ
  - ・本府の委員会の標準的年間スケジュール、標準的な運営方法
  - 本府の特別委員会の変遷
  - ・本府の報告事項、付託議案及び所管事項の審査時間、閉会時間
- ③ その他
  - ・予算特別委員会 設置の有無、委員定数、設置期間、役員構成 議員定数に対する予算委員会定数の状況 当初予算及び補正予算の付託の状況
  - ・決算特別委員会 設置の有無、委員定数、設置期間、役員構成 議員定数に対する決算委員会定数の状況 決算の付託の状況
- (3) 本会議・委員会共通事項のあり方について
  - ① 議場・委員会室におけるパソコン・タブレットの使用について
    - 議場・委員会室におけるパソコン・タブレットの使用の有無
    - ・使用を認めている場合の状況(対象機器、使用目的、禁止事項)
  - ② 質問時のパネル等の使用と資料の配付について
    - ・議場・委員会室におけるパネル・フィリップの使用及び資料の 配付の有無
    - ・本府の質問時における資料等の使用に係る申合せ

## 3 検討結果

(1) 小委員会として意見が一致した当面の検討課題について

小委員会として、以下の3項目について、見直しが必要であるという意見で一致した。

その他の検討状況については、(2)以下のとおりである。

① 特別委員会のテーマの選定について

テーマの選定に当たっては、例えば、政策調整会議を活用するなどじっくり選定する方法を検討する余地があるのではないか。

② 管外調査の実施時期について

1月の管外調査については、実施時期を見直す余地があるのではないか。

③ 議場・委員会室における補助的な機器の使用等について

基本的にはパソコン・タブレットの持込を認める方向で、使用機器・使用場所・使用目的等を含めて、さらに検討を深めてはどうか。また、モニターの導入等についても検討を進めてはどうか。

## (2) 小委員会における議論の状況について

## ① 本会議の質問質疑のあり方について

代表質問のあり方及び定例会の開催回数に関しては、現状の運営方法等を 維持すべきということで意見が一致した。

一般質問のあり方及び質疑のあり方については、次のような議論があった。

## ア 一般質問のあり方について

#### (検討結果)

一般質問に関しては、現状の運営方法等で特段の問題はないとする意見が多くを占めた。ただし、一般質問の人数については、もう少し弾力的に 考えてみてはどうかという意見もあった。

# (主な意見)

- ・一般質問に関しては、現状のままで良い。
- ・一般質問の人数については、各会派の割合もあるので、単純に行かないのは分かるが、4人で終わる日もあるので、その時その時の判断で弾力的に行っても良いのではないか。

# イ 質疑のあり方について

#### (検討結果)

質疑に関しては、質疑を行うことによって、議案の理解が深まり、質問の中で行っていた質疑部分が圧縮され、質問時間を増やさずとも、質問が充実するのではないかという問題提起もあったが、質問者の裁量の面もあり、現状の運営方法等で特段の問題はないという結論になった。

- ・質疑に関しては、現状の運営方法等で特段の問題はない。
- ・議案の理解を深めるという意味で、質疑をしっかり行っていきたい。
- ・質疑を行い、今まで質問の中で行っていた質疑の部分を圧縮すれば、 質問の時間を増やさずとも、質問が充実するではないか。
- ・質問と質疑を併せて、一般質問で行うのは、質問者の裁量の範囲と考える。

## ② 常任・特別委員会のあり方について

常任委員会及び予算・決算特別委員会に関しては、イ〜エに関する点を除き、現状の運営方法等を維持すべきということで意見が一致した。

特別委員会のあり方、所管事項・報告事項及び管内調査・管外調査については、次のような議論があった。

## ア 特別委員会のあり方について

#### (検討結果)

特別委員会のあり方に関しては、テーマ、参加人数、権限等に関する意見もあったが、現状のあり方を継続することで一致した。ただし、テーマの選定に当たっては、例えば、政策調整会議を活用するなどじっくり選定する方法を検討する余地があるのではないか。

- ・限定的なテーマに特化することが望ましいのではないか。
- ・出来るだけ、常任委員会から特出しした形でのテーマを選ぶ方が良い のではないか。
- ・特出しものもあれば、広く意見交換するものもあっても良いのではないか。
- ・全員が常任委員会・特別委員会に参加し、議論を活発化させるということを堅持すべきである。
- ・テーマを決めれば、特別委員会に全員参加なのかどうなのかということは、見直す余地が出てくる。
- ・特別委員会の権限については、少し難しいところがあると思うが、な るべくなら特別委員会に含めて良いのではないか。
- ・常任委員会から、権限を全て切り離すことには無理がある。今のような、少し柔軟性があるというのは、結果として良いのではないか。
- ・テーマの選定方法については、政策調整会議等で議論して、実施する 形にした方が良いのではないか。
- ・テーマの選定方法については、オープンな形でしっかり論議をして決めていくということが大事である。
- ・テーマの選定については、政策的な要素もあるので、政策調整会議を 活用して、委員の人数や委員会数は、今まで通り理事会なり理事調で 決めるべきである。
- ・特別委員会の調査報告書について、せっかく1年間調査したのだから、 もう少し調査したことがいろいろな意味で、重たく扱われるべきでは ないか。

# イ 所管事項、報告事項について

#### (検討結果)

所管事項に関しては、現状の運営方法等で特段の問題はないとする意見が多くを占めた。ただし、行政需要が高まる中、質問時間を長くしてはどうかという意見もあった。

報告事項に関しては、理事者からの報告のあり方、質疑時間の時間制限について意見もあったが、現状の運営方法を継続することで一致した。

## (主な意見)

#### 【所管事項】

- ・所管事項の質問時間については、限られた時間の中で審議をする観点 から、このままで良いのでは。
- ・行政需要が高まる中で、所管事項の質問時間について、長くした方が 良いのではないか。

## 【報告事項】

- ・限られた時間の中で、きちっと議論していくということが大事である。 報告事項の質問時間について、一定の時間枠を検討しなければならな いのではないか。
- ・報告事項は、本数の違い、内容の大小があるため、時間を定めることは、やりにくいのではないか。基本的には、時間は、従来通りフリーでやった方が良いと思う。
- ・例えば、11 時から報告事項だけを聞いて、昼休みを挟んで、午後から 審議するというのはどうか。審議の充実ということで言えば、このよ うな方法もあるのではないか。

## ウ 管内調査、管外調査について

## (検討結果)

管内調査及び管外調査に関しては、管内調査を充実すべきという意見もあったが、現状の管内調査・管外調査の日数やバランスは維持すべきことで一致した。ただし、1月の管外調査については、実施時期を見直す余地があるのではないか。

- ・常任委員会・特別委員会とも管内調査を充実させるべきではないか。
- ・調査の日数を見ても他府県に見劣りがない中で、管内調査の充実については、管内と管外調査をあわせた日数を見て検討することになるのではないか。さもなければ、議員や会派の調査研究活動の部分が圧迫されることにもなりかねない。
- ・常任委員会の管外調査について、1月の時期は、受け入れ先の新年度 予算の編成時期で受け入れが困難であったり、冬の交通事情により訪 問できなかったこともあるので、時期の見直しを検討しても良いので はないか。
- ・管内調査・管外調査の現状の日数やバランスは維持したままで、管内 調査・管外調査を問わず1月2月の実施は見直した方が良いのではな いか。
- ・例えば、常任委員会の7月の管内調査と1月の管外調査を入れ替えて はどうか。1月は、管内調査+近畿圏の管外調査を回るのも良いので はないか。

#### エ その他

#### (検討結果)

決算特別委員会に関して、予算特別委員会とのバランス等から、副委員 長数を3名から2名に減らしてはどうかとする意見があった。一方、副委 員長数の減員は、政策提案機能や監視機能の強化に繋がるものではないこ とから、反対する意見があった。

- ・予特が通年となり、人数も60人になった。決特は人数が半分であるので、1委員長2副委員長で良いのではないか。
- ・予特は通年で設置し、全体会をかたちのうえで、分科会のまとめとして意思決定する場として行っている。実質は、通常の定例会は分科会で、予算全体の時は30人で構成する。それをもって、1委員長3副委員長で行ってきた。決特もそれと同じである。全体の予特の人数が60人だから、決特の副委員長を減らすという論理は成り立たない。実質で言えば、30人30人で論議しているのだから。
- ・予特は、通年で動いており、決特の正副委員長とは動きが違う。確か に当初予算の審議だけを見れば、昔の予特と決特が並んでいた時期と 変わらない形にはなっているが、予特は全員で構成され、規模も倍違 う。
- ・予特・決特とも、過去ずっと30人のはずである。だから、予特が60人になったのであれば、予特の副委員長を増やさないといけないとなる。
- ・議長の諮問は、政策提案機能や監視機能の充実のために何を見直すかである。副委員長数を減員することによって、政策提案機能や監視機能が強化されるのか。審議の充実の方が重要であり、そもそもの議長の諮問からすれば、決特の副委員長数を議題とするのは如何か。
- ・議長の諮問には、特別委員会のあり方が含まれており、決特について 議論することは問題ないと考える。
- ・副委員長の人数だけをとりだして、多いか少ないかという議論は、他 県の事情が不明の中で、多いと決めることは、調査不足であり、時期 尚早である。
- ・予特・決特とも、委員長の職務代行者としての現実を見ている限り、 副委員長は2人でも充分ではないか。もし、会派に対して配慮がいる ならば、幹事という形で対応できるのではないか。
- ・他県の役員数の状況からすると、決特の副委員長数を3人から2人へ 減員してもバランス的には、問題ないのではないか。

## ③ 本会議・委員会共通事項のあり方について

本会議・委員会における審議の充実に資するため、補助的な機器の使用等について検討を行ったが、次のような議論があった。

ア 議場・委員会室におけるパソコン・タブレットの使用について

#### (検討結果)

議場・委員会室におけるパソコン・タブレットの使用に関しては、基本的には持込を認める方向で、使用機器・使用場所・使用目的等を含めて、さらに検討を深めてはどうか。

- ・この小委員会で使用する方向で検討するのか、検討しないのかあたり は決めておく必要があるのではないか。
- ・基本的には前向きに検討すれば良いと思うが、どういう場面でどうい う形で使うかは今後検討ぐらいにした方が、落ち着いて検討できるの ではないか。
- ・基本的には使用する方向で、社会の状況に対応した議会のあり方を検 討していこうという方向が良いのではないか。
- ・環境保全の上からもパソコン・タブレットの活用を検討してはどうか。
- ・パソコン・タブレットの活用については、理事者側の資料のデータ化 による配布まで出てくるので、そこまで議論するのか、パソコン・タ ブレットの持込について議論するのか、仕分けが必要である。
- ・活用と持込の両方を議論すべきである。持込については、携帯・ スマホの持込や管外調査・行催事への持込も含めて議論しておく必要 があるのではないか。
- ・議場は、もともと言論のやりとりを理事者と1対1で行うが、委員会は全体の論議の中という性格的な違いや経過的な違いもあるから、議場と委員会室での使用は分けて検討がいるのではないか。
- すごくテクニカルな話が多くなってくるので、検討のためのワーキンググループを作れないか。
- ・この場でワーキンググループを作るということは使用する方向で検討 することが前提となる。検討をどこに委ねるかは、議運で決まった上 での話と思う。
- ・使用する方向で検討するということであれば、詳細については、別の 検討会に委ねることが良いのではないか。
- ・管内外調査では、携帯・スマホを各議員ともかなり使用している。調査先の説明時における写真の撮影が頻繁に見られる状況にある。使用について、これまで検討されていないのであれば、注意喚起をする必要があるのではないか。

- ・調査先が撮影禁止かどうかを確認してから、使用することは問題ない のではないか。
- ・管内外調査時の撮影のマナーに関しては、審議の充実というレベルの ことではない。速やかに、理事の間で議論をした方が良いのではない か。
- ・管内外での使用については、申合せの中で、お互いが議員の判断の中で考えていけば良いのではないか。ただし、ルール化を完全にしてしまうという時期になれば、そこも含めて議論すれば良いのではないか。
- ・社会人としてのモラルの話と審議の充実のために使用するかどうかは 分けて議論すべき。

# イ 質問時のパネル等の使用と資料の配付について

#### (検討結果)

質問時のパネルの使用や資料の配付については現状の運営方法を基本としながら、モニターやスクリーンの導入などにより充実させていくための検討を進めてはどうか。

- ・あらかじめ、パネルのサイズや色等のフォーマットを決めた上で、使用する旨の通知だけをすれば足りるようにすれば、自らの論説を展開する補助手段として、パネルは有効に役立つのではないか。
- ・あくまで補助手段なので、自由度が大事ではないか。手続きの簡素化 は必要と思うが、これ以上の簡素化の仕方があるかどうか。むしろ、 簡素化したことによって、形に縛られていくと本末転倒になるのでは ないか。
- ・本会議、予特、決特では、モニターとかスクリーンを置いて、そこに 写すのはどうか。だめであれば、フリップの制作については、事務局 に大きなサイズが印刷できるプリンターを導入し、印刷できるように してはどうか。
- ・本会議のモニターというのは検討の余地があるのではないか。モニターであると、ボードを持っていくということもない。
- ・モニターやパネルだけにしぼると、現物をどうしても見て欲しいという場合もあるし、モニターでない方が良いという方もおられるかもしれないので、そういう意味での自由度はいるのではないか。
- ・パソコン等の持込と同じように、少し技術的な問題も出てくるだろう し、本会議と委員会とでは違ってくるのではないか。
- ・質問時のパネルの使用や資料の配付については現状の運営方法を基本 としながら、モニターやスクリーンの導入などにより充実させていく ための検討を進めてはどうか。

# 4 その他の意見

今回の小委員会において、具体的な議論には至らなかったが、政策提案機能や監視機構の更なる充実のために、検討すべき課題として示された委員のその他の意見は以下のとおりである。

- ・議場1階ロビーへの少し大きめのモニターの設置について
- ・質問者席の設置について
- ・速記席の撤去、廃止について
- ・自動音声認識システムの導入について